

1. 件名: 京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設[京都大学研究用原子炉(KUR)]の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時: 令和5年2月15日(水) 10時00分~10時50分

3. 場所: 原子力規制庁2階大会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、

小野原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

熊取原子力規制事務所

大東統括原子力運転検査官、横山技術参与

国立大学法人京都大学

複合原子力科学研究所 教授 他4名

5. 要旨

○京都大学から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第28条第3項の規定に基づき、令和5年2月13日付けで京都大学研究用原子炉(KUR)に係る使用前確認申請書の提出があり、同申請書及び同申請書に係る使用前確認証の即日交付願いについて、同申請書及び面談資料に基づき以下の説明があった。

- ・本工事は、既存の中央管理室(以下「旧管理室」という。)の機能を建築中の研究棟の中央管理室(以下「新管理室」という。)に移転するものであり、操作、警報、指示・記録の機能、火災対応機器及び放送設備を順次、旧管理室から新管理室へ移転させることとしている。
- ・使用前事業者検査は、令和5年3月1日から開始し、令和5年5月30日までを予定している。
- ・工事期間中の旧管理室における新管理室へ移転した機能の監視は、仮設設備を用いて、新管理室から旧管理室へ警報等を発報させ、新管理室にて対象を確認することとする。
- ・中央管理室は、火災やその他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から原子炉を停止させるスクラム設備、それを研究所内に周知する非常警報設備及び放送設備の機能を常時維持する必要があることから、新管理室へ機能を移転後直ちに使用する必要がある。そのため、使用前確認証の即日交付を希望する。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・移転に係る工事及び使用前事業者検査の詳細な日程が確定し次第、情報を提供すること。
- ・本工事中の旧管理室における旧管理室から新管理室へ移転した機能の監視等の代替措置について、具体的な内容を説明すること。
- ・使用前確認証の即日交付については、検討する。

○京都大学から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：京都大学研究用原子炉（KUR）の使用前確認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）の確認証の即日交付のお願い（併せて、令和5年2月14日受理 使用前確認申請書（令和5年2月13日付け 22京大施環化第112号 を使用）

以上